

東京大学本郷構内交通規則実施細則

〔 昭和 60. 2. 19 〕
〔 総 長 裁 定 〕

改正 昭和62. 4. 1、平成 1. 3. 2
平成 4. 6. 5、平成 5. 3. 16
平成 5. 7. 19、平成 7. 10. 1
平成 8. 5. 11、平成11. 8. 1
平成14. 12. 25、平成16. 9. 27
平成19. 1. 30、平成20. 1. 21
平成21. 2. 17、平成21. 3. 26
平成22. 3. 25、平成24. 3. 29
平成27. 1. 29

(目的)

第1条 この細則は、東京大学本郷構内交通規則（以下「規則」という。）第15条の規定に基づき、構内における交通規則の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(構内入構・駐車許可証の様式)

第2条 規則第3条第1項に定める構内入構・駐車許可証（以下「許可証」という。）の様式は別記様式1から様式6-2までとする。

2 前項の別記様式1から様式6-2の許可証に記載する許可証番号は、次の各号の定めによる。

(1) 別記様式1から5については、通し番号により表記する。

(2) 別記様式6及び6-2については、年度と通し番号により表記する。

(許可証交付申請書の様式)

第3条 規則第3条第2項、第3項、第6項及び第7項に定める許可証の交付申請に必要な申請書の様式は、別記様式7から様式9-2のとおりとする。

(学生・研究生等の範囲)

第4条 規則第4条第1項第1号に定める学生等とは、学部学生、大学院学生、研究生、聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生、大学院外国人研究生、附属学校生徒及び東京大学民間等共同研究取扱規則第7条第1項により受け入れた民間等共同研究員とする。

(通学距離)

第5条 規則第4条の2第1項第2号に定める通学距離が片道一定距離以上とは、最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路による通学距離が片道2キロメートル以上

をいう。

(利用負担金)

第6条 規則第5条の2の利用負担金は、別表第1のとおりとする。

(門等の利用規制)

第7条 規則第7条第1項の構内の車両等のための利用規制については、次に掲げるところによる。

- (1) 自動車が入出構に利用できる門は、龍岡門、弥生門、池之端門、農正門、地震研正門、浅野正門及び鉄門とする。ただし、鉄門は緊急車両のみ入出構できるものとする。
- (2) 自動二輪車及び原動機付自転車が入出構に利用できる門は、龍岡門、正門、赤門、弥生門、池之端門、農正門、地震研正門及び浅野正門とする。ただし、赤門、正門を利用する際は、降車し手で押して入出構するものとする。
- (3) 自転車が入出構に利用できる門は、龍岡門、正門、赤門、弥生門、池之端門、農正門、地震研正門、浅野正門、鉄門、春日門、懷徳門及び各通用門とする。ただし、赤門、正門を利用する際は、降車し手で押して入出構するものとする。
- (4) 各門の開閉時間は、別表第2のとおりとする。
- (5) 駐車・駐輪場所及び進入禁止区域は、別に定める。
- (6) 構内道路における速度は、時速20キロメートル以下とする。

(構内の道路標識)

第8条 規則第8条第4号の構内の道路標識、道路標示は、道路交通法第2条第1項第15号及び第16号に準じて、キャンパス計画室交通計画部会が定める。

(警告書の様式等)

第9条 規則第9条第1項の警告書の様式は、別にキャンパス計画室交通計画部会が定めるもののほか別記様式10の(1)から(3)のとおりとする。

- 2 規則第9条第2号の許可の取消の手続きについては、キャンパス計画室交通計画部会で定める。
- 3 規則第9条第3号及び第5号による車両の移動措置並びに同条第4号及び第6号による廃棄措置に関しては、東京大学本郷構内における放置車両等の処分に関する細則の定めるところによる。

(車両等監視区域)

第10条 規則第11条第4項の部局長の車両等監視区域は、別図のとおりとする。

(臨時の規制)

第11条 規則第12条の臨時の構内交通規制は、地震、火災等の災害の発生時、大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言発令時、五月祭期間、入学試験実施日その他総長が必要と認めたとき行うものとする。

(細則)

第12条 この細則の実施に関し必要な事項は、キャンパス計画室交通計画部会の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成11年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年9月27日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行後平成21年3月31日までの間に、この規則による改正後の別表第2の規定の適正について評価及び検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行後平成22年3月31日までの間に、この規則による改正後の別表第1の規定の適正について評価及び検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

了解事項

交通対策に関する本部事務分担の申し合わせは別紙に定めるところによる。

別表第1（第6条関係）

1. 自動車

特待許可証	年間許可証	物流許可証	土日許可証	期間許可証	臨時許可証	当日許可証
無料	教職員・学生等 20,000円/年	40,000円/年	5,000円/年	教職員・学生等 1,000円/週	6時間未満無料 以降100円/30分	30分まで無料 以降200円/20分 24時間ごと最大 3,000円
	上記以外の者 40,000円/年			上記以外の者 2,000円/週		

※ 動物医療センター利用者: 当日許可証を使用し、割引を受けることができる。

※ 物流車: トラック専用駐車場に停めることができる。

2. バイク

駐車許可証: 15,000円/年

3. 自転車

駐輪許可証: (教職員等) 2,500円/年

(学生等) 1,000円/年

※ 未登録自転車・バイクに対する措置: 許可証の交付を受けていないバイク・自転車で、チェーンによる施錠措置が取られたものについては、利用者から解錠依頼があった場合、許可証の申請をすることを条件として、当該措置を解除する。ただし、その際の利用負担金は、上記2の2倍の額または、上記3に2,500円を加えた額を上限として定めることができる。

別表第2（第7条第4号関係）

		平日開門時間	休日開門時間
龍岡門		常時開放	
正門	大扉	午前7時～午後6時	閉鎖
	小扉	午前7時～午前0時30分	平日と同じ
赤門	大扉	午前7時～午後6時	閉鎖
	小扉	午後6時～午後10時	午前7時～午後10時
弥生門	大扉	午前7時～午後6時	閉鎖
	小扉	午前6時～午前0時30分	平日と同じ
池之端門	大扉	午前7時～午後10時	閉鎖
	小扉	午前6時～午前0時30分	平日と同じ
農正門	大扉	午前7時～午前0時30分	閉鎖
	小扉	午前6時～午前0時30分	平日と同じ
地震研正門	大扉	午前7時～午後10時	閉鎖
	小扉	常時閉鎖	
浅野正門		常時開放	
鉄門	大扉	午前8時～午後5時 緊急車両専用	平日と同じ
	小扉	午前6時～午前0時	平日と同じ
春日門		午前7時～午前0時30分	平日と同じ
懐徳門		午前7時～午前0時30分	平日と同じ

別紙(了解事項関係)

交通対策に関する本部事務分担の申し合わせ

事 項	財務部	施設部	教育・学生 支援部	備 考
①キャンパス計画室との連絡調整		○		
②交通関係規則の制定・改正		○		教育・学生支援部所掌の改正については教育・学生支援部からの申し出による
③学内交通問題の対策の実施に関すること				
・ 構内道路の渋滞対策		○		
・ 放置自転車・バイク等の措置（移動・廃棄）		○		
・ 同上 廃棄処分（廃棄処分車両の報告）	○	○		
・ 違法駐車（点字ブロック上等）注意警告等		○		
・ 構内標識等の新設・更新等		○		
・ ハンプ（段差）問題		○		
・ 五月祭・入試等のゲート管理			○	
④入構許可証・パスカードの管理（統計）		○		発行、廃棄を含む
⑤各ゲートの保守管理・監視業務及びチェーンバーの管理		○		

※教育・学生支援部所掌のうちキャンパス計画室に諮る必要がある事項は、協力課として同室会議に参画する。